

事 務 連 絡  
平成27年3月24日

各都道府県消防防災主管部 } 御中  
東京消防庁・政令指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課

住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布モデル事業への協力について

標記について、一般社団法人全国消防機器協会から事業の実施に係る協力依頼がありました。

本事業は、高齢者世帯に対し、無料で住宅用火災警報器等を配布する事業であり、住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、各都道府県消防防災主管部におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

なお、本事業に関する問い合わせ及び申請につきましては、下記事務局にお願いいたします。

記

【問い合わせ及び申請先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階  
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」事務局

TEL 03-3595-1868

FAX 03-3595-0189

Eメール [shouboukiki@nfes.or.jp](mailto:shouboukiki@nfes.or.jp)

消防庁予防課予防係 増沢 森野  
電話：03-5253-7523  
メール：[s.morino@soumu.go.jp](mailto:s.morino@soumu.go.jp)

全消機協 第 19 号  
平成27年3月19日

消防庁 予防課長 米澤 健 様

一般社団法人全国消防機器協会

会 長 北 爪 敬 治

「社会貢献委員会」が実施する住宅防火・防災キャンペーンにあわせた住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布モデル事業への協力について(お願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務につきまして、多大なご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国消防機器協会(以下「協会」という。)におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、活動しているところであります。

平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを踏まえ、昨年度におきましては、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもっていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者世帯に住宅用火災警報器を配布させていただいたところです。

平成27年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住宅用火災警報器の更なる普及及び住宅用消火器の普及促進を図るため、別添2「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」を策定しました。この要綱に基づき、地域の高齢者世帯に対する住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布及び取付けを行うモデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村及び消防本部に対して、当該モデル事業実施希望者の募集を行うことといたしました。(事業の概要については、別添1参照)

つきましては、当該事業が円滑に実施できますよう、貴庁から各都道府県にご協力方のお口添えを賜りたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## 1 配布対象地区

配布対象地区は、住宅防火モデル地区又は住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配布及び取付け等の事業に協力が可能な地区とする。

(1)各都道府県において、原則として、2地区以内とすること。

ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案にあつては、この限りではない。

- (2) 1地区当たり配布対象となる高齢者等のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。
  - (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取り付けが行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
  - (4) 原則として、過去に当「社会貢献委員会」等から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。
  - (5) 報道機関等に積極的に事業の実施について広報し、情報提供をすること。
- 2 配布予定の住宅用火災警報器の数及び住宅用消火器の数
- (1) 住宅用火災警報器は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、配布個数は原則として一地区当たり概ね100個とする。
  - (2) 住宅用消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、配布本数は原則として一地区当たり概ね25本とする。
- 3 申請書
- 「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」別記様式による。
- 4 申請期限
- 平成27年5月29日(金) 必着 (電子メール、FAXでの申込みも可とします。)
- 5 申請書提出先
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階  
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」

事務局(担当者 鈴木)

TEL 03-3595-1868 FAX 03-3595-0189

Eメール [shouboukiki@nfes.or.jp](mailto:shouboukiki@nfes.or.jp)

「社会貢献委員会」が実施する平成27年度 敬老の日の「住宅防火・防災キャンペーン」にあわせた住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配付等モデル事業について(概要)

一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

## 1 事業内容

- (1)住宅防火対策推進の観点から昨年度に引続き、火災等の災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っている高齢者世帯に対する住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)及び住宅用消火器(以下「消火器」という。)の配布事業を行う。
- (2)配布する住警器は2,000個(煙式のもの)、消火器は500本とし、1団体あたり、原則として、住警器は100個、消火器は25本を配布する。
- (3)配布先団体は、当委員会が選定する地区の団体(概ね20団体)とする。
- (4)配布する者は、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」とする。

## 2 実施方法

- (1)当該事業は、消防庁の協力を得て、当協会「社会貢献委員会」が行う。
- (2)配布対象地区については、当委員会が定める「平成26年度住宅用火災警報器・住宅用消火器配布モデル事業実施要綱」に基づき選定する。
- (3)配布及び取り付け時期  
9月15日の敬老の日を中心に行われる「住宅防火・防災キャンペーン」に併せて実施。(9月1日～21日)

## 3 スケジュール

平成27年3月19日 「社会貢献委員会」開催  
実施計画・要綱等の決定

↓

3月下旬

消防庁予防課長宛機器協会会長名モデル事業実施に関する全国への通知の依頼

↓

4月上旬～5月下旬

モデル事業実施地区の公募の開始

募集期間は、4月及び5月の2ヶ月間とする予定

- ① 消防庁から各都道府県を經由し、市町村・消防本部に募集の呼びかけ
- ② 機器協会ホームページに掲載
- ③ 月刊フェスク4月号(日本消防設備安全センター発行)に掲載

↓

6月中旬まで

応募書類の整理及び予備審査

↓

6月下旬 配布等モデル実施地区選定委員会の開催  
(実施地区の決定)

↓

7月上旬 配布先への決定通知。消防庁へ報告(予定)。  
対象外となったところに対する通知

↓

8月中旬 配布開始(予定)

↓

9月

住宅防火・防災キャンペーン(敬老の日・9月15日を含む期間9月1日から21日まで)に合わせて住宅用火災警報器及び住宅用消火器を配布・取り付け

平成27年度

## 住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱

平成27年3月19日 制定  
一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

### 第1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」(以下「社会貢献委員会」という。)では、全国の高齢者世帯に住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布等を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及促進を行うことを目的とするものである。

### 第2 定義

住宅用火災警報器とは、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器(煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器。以下「住警器」という。)とし、住宅用消火器とは、消火器の技術上の規格を定める省令(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器(以下「消火器」という。)とする。

### 第3 配布対象地区

住警器・消火器配布事業(以下「配布事業」という。)は、市町村(又は消防本部)内の地区のうち、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)、自治会等が整備されている地区を対象とし、20地区を限度とする。

### 第4 配布対象地区の要件

配布対象地区の要件は、次のとおりとし、当該対象地域において配布事業が円滑に行うことができると思われる地区であるものとする。

- 1 一地区当たり配布対象となる高齢者(災害時要援護者)のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。
- 2 配布等モデル事業を行う事により、住警器の普及の促進に効果があると認められること。
- 3 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住警器及び消火器の設置が行え、火災などの災害時に高齢者(災害時要援護者)への支援体制ができる環境が整っていること。
- 4 原則として、配布対象地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。

- 5 配布対象地区決定後において、報道機関に積極的に事業の実施について広報し、情報提供することができること。

#### 第5 配布対象地区の選定方法

- 1 配布対象地区の選定については、応募のあった地区を対象に、「住宅用火災警報器配布等モデル事業実施地区選定委員会」において審議決定する。
- 2 配布対象地域は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。  
ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案が有り、選定委員会において決定した場合にあってはこの限りではない。

#### 第6 配布する住警器及び消火器の数量

- 1 住警器2,000個及び消火器500本とする。
- 2 一地区当たり、原則として、住警器100個及び消火器25本を配布する。
- 3 特に高い社会貢献が認められる提案にあっては、この限りではない。

#### 第7 申請手続等

- 1 第4に該当し、住警器及び消火器の配布を希望する者は、「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布申請書」（別記様式）により、「社会貢献委員会」宛申請するものとする。
- 2 社会貢献委員会は、住警器及び住宅用消火器の配布を決定した場合には、配布の決定を受けた者（以下「配布対象者」という。）に「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布書」をもって、通知するものとする。

#### 第8 住警器及び消火器の維持管理

配布後における住警器及び消火器の維持管理については、配布等モデル事業実施対象地区の責任者（申請者）において行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成27年3月19日から実施する。

#### 申請に当たっての留意事項

- 1 実施地区は、できるだけ特定をしてください。
- 2 申請書2（5）及び（6）並びに3の記載事項については、できるだけ具体的に記述してください。
- 3 実施地区に住警器及び消火器を配布することによる当該地区及び周辺地区への設置、普及の効果等について、具体的に記述してください。

平成27年度

住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施地区申請書

平成27年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請者

名称

住所

代表者氏名

連絡担当者氏名

連絡担当者住所

TEL

FAX

Eメール

住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施地区について、下記のとおり申請します。

記

1. 事業を実施する住宅防火モデル地区、協議会、自治会等の名称等

名 称

代表者役職

氏 名

指定（制定）年月日 昭和 年 月 日

2. モデル事業実施地区の状況

- (1) 実施地区の概況

① 名称

② 世帯数及び人口

世帯

人

③ 住警器の普及率

%

- (2) 実施地区内の高齢者（災害時要援護者）のみの世帯数

約 世帯

- (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等との協力体制

(住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置等、協力が得られる組織の状況)

協力が得られる組織数 組織

〃 人数 人

- (4) 過去に市町村等から、無償で住宅用火災警報器の交付を受けていますか。

有り ・ 無し

(5) 過去に住宅防火対策優良組織等表彰を受けていますか。

有り ・ 無し

(6) 住宅用火災警報器の設置及び使用法の啓蒙活動について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容がありましたら、具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

(7) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容（前年度の活動等）等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

3. 社会貢献事業実施にあたり、地区として特筆すべき内容等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

※ 参考となる資料等につきましては、別途貼付してください。

## 「社会貢献委員会」の活動状況について

一般社団法人 全国消防機器協会（以下「協会」という。）は、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を平成16年に設置し、協会及び傘下団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

平成16年度から25年度までの社会貢献委員会の活動状況等は、次の通りです。

### 1 平成16年度

- ① 平成16年7月 「社会貢献委員会」を設置
- ② 平成16年9月 住宅防火対策推進協議会経由で、高齢者に向けた住宅用火災警器を全国3地域(東京消防庁、名古屋市消防局、金沢市消防本部)に1,000個寄贈
- ③ 平成16年10月 新潟県中越地震被災者へ義援金を寄贈

### 2 平成17年度

- ① 平成17年5月 福岡県西方沖地震被災地の玄界島に対し、可搬消防ポンプ1台を贈呈
- ② 平成17年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国10地域に寄贈

### 3 平成18年度

平成18年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国15地域に寄贈

### 4 平成19年度

平成19年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国20地域に寄贈

### 5 平成20年度

平成20年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個及び住宅用消火器500本を全国20地域に寄贈

### 6 平成21年度

平成21年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを4地域)に寄贈

### 7 平成22年度

- ① 平成22年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを5地域)に寄贈
- ② 平成23年3月 東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金を寄贈

8 平成 23 年度

平成 23 年 10 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個を全国 20 地域に寄贈

9 平成 24 年度

平成 24 年 10 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 500 本を全国 20 地域に寄贈

10 平成 25 年度

平成 25 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 500 本を全国 20 地域に寄贈

贈呈式

東京都墨田区の石原三丁目町会に対して（東京消防庁 本所消防署）

(11) 平成 26 年度

平成 26 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 500 本を全国 20 地域に寄贈

贈呈式

日立市女性防火クラブ連絡協議会久慈濱女性防火クラブに対して（日立市消防本部）

**平成 26 年度 住警器・住宅用消火器配布等地区**

整理番号	道県	配布決定団体名・協議会又はモデル地区名
1	北海道	札幌市清田消防署 北野地区町内会連合会
2	青森	下北地域広域行政事務組合 川守町町内会
3	秋田	湖東地区消防本部 湖東地区住宅用火災警報器設置対策連絡会
4	茨城	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 地域住宅用火災警報器設置推進実行計画（龍ヶ崎市）
5	茨城	日立市消防本部 日立市女性防火クラブ連絡協議会 久慈濱女性防火クラブ
6	新潟	柏崎市消防本部 柏崎市消防団東部方面隊 （田尻地区・中鯖石地区・南鯖石地区、北条地区）
7	富山	砺波地域消防組合 砺波消防署 出町防災会
8	富山	高岡市消防本部 井口本江自治会
9	石川	羽咋消防署 羽咋郡市住宅防火対策推進協議会（羽咋市）
10	岡山	総社市消防本部 総社市幼少年婦人防火委員会 （日美婦人防火クラブ／水内婦人防火クラブ）
11	愛媛	伊予消防等事務組合消防本部 伊予地区住宅用火災警報器設置対策連絡会（旧広田村・砥部）
12	兵庫	北はりま消防組合 西脇消防署 黒田庄地区

13	宮崎	宮崎県東児湯消防組合 高鍋町まちなか商業活性化協議会
14	佐賀	伊万里・有田消防組合 立花町区長会 伊万里・有田地区幼少年女性防火委員会
15	長崎	対馬市消防本部 上対馬町（網代・比田勝・西泊・古里地区）
16	熊本	熊本市消防局 城山校区1 町内自主防災クラブ
17	熊本	八代広域行政事務組合 日奈久校区住民自治会
18	鹿児島	垂水市消防本部 垂水市新城地区自主防災組織
19	沖縄	宜野湾市消防本部 宜野湾市伊佐区自治会
20	沖縄	糸満市消防本部 糸満市女性防火クラブ（座波自治会・大度自治会）